

(問い合わせ先)

大臣官房厚生科学課長補佐

宮崎(内線 3804)

(直通 03-3595-2171)

医政局指導課長補佐

古川(内線 2555)

(直通 03-3595-2194)

社会・援護局福祉基盤課長補佐

福母(内線 2861)

(直通 03-3595-2616)

能力開発局総務課長補佐

田中(内線 5907)

(直通 03-3502-6783)

平成17年10月4日

厚生労働省所管公共施設吹付けアスベスト等使用実態調査の 中間報告について

厚生労働省所管公共施設（病院、社会福祉施設等、公共職業能力開発施設等）における吹付けアスベスト等の使用実態調査の中間報告がとりまとめましたので、その概要を別添のとおり公表します。

平成17年10月4日

厚生労働省医政局指導課

病院における吹付けアスベスト等 使用実態調査の中間報告について

I. 趣旨

病院における吹付けアスベスト等使用実態調査について（平成17年8月1日付け通知）に基づき、調査対象施設について中間報告をまとめたもの
最終結果は11月末を予定

II. 対象施設

- 1) 大学病院を除く全ての病院
- 2) 1) のうち、9月26日（月）までに使用実態調査が終了している病院について、各都道府県から9月30日（金）までに厚生労働省に報告のあったものを中間的に集計したもの

III. 調査対象建材

平成8年以前竣工（改修工事を含む）した建築物に使用されている、吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石等

IV. 中間報告の結果

1. 9月26日現在で調査済み病院数は4,433で、調査対象全体の病院数8,964（平成15年医療施設調査による）に対し、回答割合は49.5%である。

2. このうち、

① 吹き付けアスベスト等のある病院	1,281 (28.9%)
② ①のうち、措置済み状態にある病院	703 (15.9%)
③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない病院	535 (12.1%)
④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有する病院	341 (7.7%)

（注1）（%）内は調査済み病院に対する率を計上。

（注2）それぞれの調査項目に重複する病院があるため、②③④の施設数の合計と①の施設数とは一致しない。

（注3）吹付けアスベスト（石綿）等が使用されている病院の中には、分析機関で分析中であるため吹付けアスベスト（石綿）等が使用されているかが未確定であるものも含まれている。

（注4）ばく露のおそれがある場所を有する病院としてあげられているものの中には、患者や職員が日常利用しない場所であるものが多く含まれている。

備考： 石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある病院に対しては、8月1日付の実態調査の通知においても、「直ちに石綿等の除去を行うなど法令に基づき適切な措置を講ずること」としているところである。

（問合せ先）

厚生労働省医政局指導課

課長補佐 古川浩二（内線2555）

主査 溝口達弘（内線2771）

電話：03（5253）1111

03（3595）2194（ダイヤルイン）

平成17年10月4日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
厚生労働省老健局

社会福祉施設等における吹付けアスベスト等 使用実態調査の中間報告について

I. 趣旨

社会福祉施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査について（平成17年8月1日付け通知）に基づき、調査対象施設について中間報告をまとめたもの
最終結果は11月末を予定

II. 対象施設

- 1) 保護施設等の社会・援護局関係施設、知的障害者入所更生施設等の障害保健福祉部関係施設、保育所等の雇用均等・児童家庭局関係施設、特別養護老人ホーム等の老健局関係施設
- 2) 1) のうち、9月26日（月）までに使用実態調査が終了している施設について各都道府県、政令指定都市、中核市（以下「都道府県市」という。）から9月30日（金）までに関係部局に報告のあったものを中間的に集計したもの

III. 調査対象建材

平成8年以前竣工（改修工事を含む）した建築物に使用されている、吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石等

IV. 中間報告の結果

1. 9月26日現在で調査済み施設数は37,884で、調査対象（平成8年以前の建築物）全体の施設数（75,111）に対し、回答割合は50.4%である。（なお都道府県市の所管施設総数は128,315）

2. このうち、

- | | |
|--|---------------|
| ① 吹付けアスベスト等の室等を保有する施設 | 2,850施設（7.5%） |
| ② ①のうち、措置済み状態にある室等を保有する施設 | 1,402施設（3.7%） |
| ③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない室等を保有する施設 | 1,291施設（3.4%） |
| ④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある室等を保有する施設 | 498施設（1.3%） |

（注1）（ ）内は調査済み施設に対する率を計上。

（注2）それぞれの調査項目に重複する施設があるため、②③④の施設数の合計と①の施設数とは一致しない。

（注3）吹付けアスベスト（石綿）等が使用されている施設の中には、分析機関で分析中であるため吹付けアスベスト（石綿）等が使用されているかが未確定であるものも含まれている。

（注4）ばく露のおそれがある施設としてあげられているものの中には、施設利用者や職員が日常利用しない場所も含まれている。

備考： 石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある室等を保有する施設に対しては、8月1日付けの実態調査の通知においても、「直ちに石綿等の除去を行うなど法令に基づき適切な措置を講じること」としているところである。

（問合せ先）

厚生労働省代表 03-5253-1111	川鍋 慎一 (内線 7819) (ダイヤルイン 03-3595-2491)
雇用均等・児童家庭局総務課長補佐	福母 淳治 (内線 2861) (ダイヤルイン 03-3595-2616)
社会・援護局福祉基盤課長補佐	畠本 英俊 (内線 3032) (ダイヤルイン 03-3595-2528)
障害保健福祉部障害福祉課長補佐	山田 登志夫 (内線 3921) (ダイヤルイン 03-3595-2888)
老健局計画課長補佐	

社会福祉施設等におけるアスベスト等使用状況調査の中間報告

施設区分	全施設数	調査対象施設数	回答施設数	吹付けアスベスト(石綿)等がある室等を保有する施設数 (①)	左記①のうち、措置済状態にある室等を保有する施設数 (②)	左記①のうち、措置済状態ではないもの	
						損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない室等を保有する施設数 (③)	損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある室等を保有する施設数 (④)
社会・援護局	2,877	2,527	1,432 (100%)	193 (13.5%)	96 (6.7%)	83 (5.8%)	33 (2.3%)
うち 保護施設	202	176	113 (100%)	26 (23.0%)	11 (9.7%)	17 (15.0%)	2 (1.8%)
障害保健福祉部	18,766	12,892	5,887 (100%)	435 (7.4%)	199 (3.4%)	205 (3.5%)	77 (1.3%)
うち 知的障害者入所 更生施設	1,320	965	540 (100%)	84 (15.6%)	51 (9.4%)	29 (5.4%)	15 (2.8%)
雇用均等・児童家庭局	44,152	33,139	16,717 (100%)	1,365 (8.2%)	642 (3.8%)	656 (3.9%)	246 (1.5%)
うち 保育所	18,839	15,007	8,609 (100%)	914 (10.6%)	485 (5.6%)	401 (4.7%)	92 (1.1%)
老健局	62,520	26,553	13,848 (100%)	857 (6.2%)	465 (3.4%)	347 (2.5%)	142 (1.0%)
うち 特別養護老人ホーム	4,789	2,717	1,755 (100%)	252 (14.4%)	137 (7.8%)	111 (6.3%)	52 (3.0%)
計	128,315	75,111	37,884 (100%)	2,850 (7.5%)	1,402 (3.7%)	1,291 (3.4%)	498 (1.3%)

【注記事項】

- ※1. 「全施設数」とは、9月26日時点で各都道府県市が把握している、所管社会福祉施設等の総数をいう。
- ※2. 「調査対象施設数」とは、9月26日時点で各都道府県市が把握している、平成8年度以前に竣工した調査対象施設数をいう。
- ※3. 「回答施設数」とは、9月26日時点で各都道府県市へ調査報告のあった施設数をいう。
- ※4. ①欄には、吹付けアスベスト等が使用されている室等を有する施設数を記入している。
- ※5. ②欄には、①に示すもののうち、「封じ込め状態」又は「囲い込み状態」(以下「措置済状態」という。)にある室等を有する施設数を記入している。
- ※6. ③欄には、①に示すもののうち、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない室等を有する施設数を記入している。
- ※7. ④欄には、①に示すもののうち、「措置状態」ではなく、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある室等を有する施設数を記入している。
- ※8. それぞれの調査項目に重複する施設があるため、②③④の施設数の合計と①の施設数とは一致しない。
- ※9. ばく露のおそれがある施設としてあげられるものの中には、施設利用者や職員が日常利用しない場所も含まれている。

平成17年10月4日
厚生労働省職業能力開発局
厚生労働省雇用均等・児童家庭局

公共職業能力開発施設等における吹付けアスベスト等 使用実態調査の中間報告について

I. 趣旨

公共職業能力開発施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について（平成17年8月1日付け通知）に基づき、調査対象施設について中間報告をまとめたもの
最終結果は11月末を予定

II. 対象施設

公共職業能力開発施設等のうち、9月26日（月）までに使用実態調査が終了しているものについて、各都道府県及び（独）雇用・能力開発機構から9月30日（金）までに関係部局に報告のあったものを中間的に集計したもの

III. 調査対象建材

平成8年以前竣工（改修工事を含む）した建築物に使用されている、吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石等

IV. 中間報告の結果

1. 9月26日現在で調査済み施設数は944で、全施設数に対し、回答割合は28.2%である。

2. このうち、

- | | |
|--|------------|
| ① 吹き付けアスベスト等の室等を保有する施設 | 95 (10.1%) |
| ② ①のうち、措置済み状態にある室等を保有する施設 | 45 (4.8%) |
| ③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、
ばく露のおそれのない室等を保有する施設 | 45 (4.8%) |
| ④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、
ばく露のおそれのある室等を保有する施設 | 15 (1.6%) |

(注1) (%) 内は調査済み施設に対する率を計上。

(注2) それぞれの調査項目に重複する施設があるため、②③④の施設数の合計と①の施設数とは一致しない。

(注3) 吹付けアスベスト（石綿）等が使用されている施設の中には、分析機関で分析中であるため吹付けアスベスト（石綿）等が使用されているかが未確定であるものも含まれている。

(注4) ばく露のおそれがある施設としてあげられているものの中には、施設利用者や職員が日常利用しない場所も含まれている。

備考： 石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある室等を保有する施設に対しては、8月1日付けの実態調査の通知においても、「直ちに石綿等の除去を行うなど法令に基づき適切な措置を講じること」としているところである。

(問合せ先)

厚生労働省職業能力開発局総務課

課長 杉浦 信平 (内線5910)

課長補佐 田中 佐智子 (内線5907)

総括係長 原田 朋弘 (内線5738)

電話：03-5253-1111

03-3502-6783 (直通)